
プロジェクト	公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目	時価の定義及びガイダンスについて実務に配慮することが考えられる項目の検討

本資料の目的

1. 時価の定義及びガイダンスに関しては、国際的な会計基準との整合性を確保する観点から、まずは IFRS 第 13 号「公正価値測定」（以下「IFRS 第 13 号」という。）における時価の定義及びガイダンスに関する内容のうち開発する新基準の範囲に含まれる内容をすべて取り入れることとし、そのうえで実務に配慮することが考えられる項目がある場合には、別途の取扱いの定めを設ける等、当該項目への対応について追加的に検討することとしている。
2. 本資料では、IFRS 第 13 号の内容に加え、実務に配慮することが考えられる項目について審議を行うことを目的としており、第 134 回金融商品専門委員会（2018 年 9 月 28 日開催）及び第 393 回企業会計基準委員会（2018 年 9 月 27 日開催）における審議で聞かれた意見を踏まえ、資料を修正しており、ご意見をお伺いしたい。

検討すべき項目

3. 今回の審議にあたっては、その他有価証券の時価としての期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額（以下「月中平均価額」という。）の使用について検討を行う。

その他有価証券の時価としての月中平均価額の使用

（今回の追加的な分析及び提案）

4. 前回の審議において、その他有価証券の貸借対照表価額に月中平均価額を用いること及び外貨建その他有価証券の換算で用いる為替相場に期末前 1 か月間の平均相場を用いることを認めないことを提案している。また、減損判定の「著しく下落した」の判定に月中平均価額を使用することを認めたいうえで、減損損失の算定は期末日における時価によることを提案している。
5. 第 134 回金融商品専門委員会及び第 393 回企業会計基準委員会においては、提案に賛成する意見が多く聞かれたが、次のような意見も聞かれた。

- (1) 減損判定に月中平均価額を用いたときは、減損損失の測定についても月中平均価額を用いるべきではないか。現行の実務においては期末日の時価と月中平均価額の双方が認められているが、実務において不都合は生じておらず、片方の実務を禁止する理由付けがない。また、IFRS においては株式の減損という考え方も存在しないため、国際的な整合性を取るという意味合いも低い。
- (2) 減損判定における月中平均価額の利用は、あくまでも合理的な基準として認められる一例であって、場合によってはもう少し長い期間の平均価格を利用することも考えられる。

第5項の(1)の意見について

6. 金融商品に関する会計基準では、減損損失の測定について、「時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。」とされており、減損損失の算定に月中平均価額を使用しながら、貸借対照表価額について算定日の時価を用いる場合、月中平均価額と算定日の時価との差額をどう処理するかが問題となる。仮にその差額をその他の包括利益するような会計処理を採用した場合、現行の金融商品に関する会計基準の取扱いを大幅に変えることとなり、例外的な現行の会計処理を踏襲するために、そこまでの改正を行うことは適切ではないと考えられる。
7. 第4項の取扱いによると、減損判定の際に月中平均価額の利用を認めただうえで、減損損失の算定は期末日の時価を用いることとなり両者が整合しないこととなるが、これまでの審議において、貸借対照表価額について算定日の時価を用いることとし国際的な会計基準との整合性を図ることを重視する事務局の提案に対して賛成する意見が多く聞かれている。

第5項の(2)の意見について

8. 別紙2第6項に記載したとおり、著しく下落したときに用いられる時価は時価のある有価証券に対する減損判定のための1つのトリガーであり、企業によって「著しく下落した」ときの合理的な基準を設けることを認めているため、月中平均価額を「著しく下落した」ときの判定に使用することは、減損判定の趣旨を歪めるものでない場合は、直接的に否定されるものではないと考えられる。
9. ただし、それらは現行の会計処理を踏襲することを容認するものであって、平均価額を算定する期間を延ばすなど新しい規定を定めることを意図するものではないため、「もう少し長い期間の平均価格」を認めることは適切ではないと考えられる。

事務局提案

10. 第4項に記載した事務局提案を変更しないこととしてはどうか。

(文案の検討)

11. 前項の提案に基づくと、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の本文、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品に関する実務指針」、日本公認会計士協会 会計制度委員会「金融商品に関するQ&A」を以下のとおり修正することが考えられる。日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」の修正については別途検討を行う。

なお、日本公認会計士協会の実務指針については、日本公認会計士協会での改正手続が行われることになるため、案が固まり次第、改正を依頼することを前提としている。

文案中では現行の基準からの削除を取消線で示し、追加を下線で示している。

金融商品に関する会計基準

(本文)

(中略)

18. 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価~~(注7)~~をもって貸借対照表価額とし評価差額は洗い替え方式に基づき、次のいずれかの方法により処理する。

- (1) 評価差額の合計額を純資産の部に計上する。
- (2) 時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は純資産の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として処理する。

なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、税効果会計を適用しなければならない。

~~(注7) その他有価証券の決算時の時価について~~

~~その他有価証券の決算時の時価は、原則として、期末日の市場価格に基づいて算定された価額とする。ただし、継続して適用することを条件として、期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできる。~~

(中略)

20. 満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、時

価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のものについて時価が著しく下落したとき(注X)は、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。

(注X) 時価が著しく下落したときについて

著しく下落したときの判断には、原則として時価を用いるが、その他有価証券に関しては、継続して適用することを条件として、期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできる。

21. 時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。
22. 第20項及び第21項の場合には、当該時価及び実質価額を翌期首の取得原価とする。

金融商品に関する実務指針

(本文)

(中略)

75. ~~金融商品会計基準(注7)では、「その他有価証券の決算時の時価は、原則として、期末日の市場価格に基づいて算定された価額とする。」とされ、また一方、「ただし、継続して適用することを条件として、期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできる。」とされている。ここで「期末前1カ月の市場価格の平均」とは、原則として期末日以前1か月の各日の終値又は気配値の単純平均値とする。なお、当該方法の適用は、株式、債券等の有価証券の種類ごとに行うことが認められるが、毎期継続して適用することが要件となる。~~

(中略)

時価のある有価証券の減損処理

91. 売買目的有価証券以外の有価証券(子会社株式及び関連会社株式を含む。第92項において同じ。)のうち時価のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しなければならない(金融商品会計基準第20項)。なお、その他有価証券については、減損処理を行う際に減損処理の基礎となった期末日の時価により帳簿価額を付け替えて取得原価を修正し、以後、当該修正後の取得原価と毎期末の時価とを比較して評価差額を算定することになる。

時価のある有価証券の時価が「著しく下落した」ときとは、必ずしも数値化できるものではないが、個々の銘柄の有価証券の時価が取得原価に比べ50%程度以上下落した

場合には「著しく下落した」ときに該当する。この場合には、合理的な反証がない限り、時価が取得原価まで回復する見込みがあるとは認められないため、減損処理を行わなければならない。

上記以外の場合には、状況に応じ個々の企業において時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準を設け、当該基準に基づき回復可能性の判定の対象とすることがどうかを判断する。

なお、個々の銘柄の有価証券の時価の下落率がおおむね 30%未満の場合には、一般的には「著しく下落した」ときに該当しないものと考えられる。

時価の下落について「回復する見込みがある」と認められるときとは、株式の場合、時価の下落が一時的なものであり、期末日後おおむね 1 年以内に時価が取得原価にほぼ近い水準にまで回復する見込みのあることを合理的な根拠をもって予測できる場合をいう。この場合の合理的な根拠は、個別銘柄ごとに、株式の取得時点、期末日及び期末日後における市場価格の推移及び市場環境の動向、高値・安値と購入価格との乖離状況、発行会社の業況等の推移等、時価下落の内的・外的要因を総合的に勘案して検討することが必要である。ただし、株式の時価が過去 2 年間にわたり著しく下落した状態にある場合や、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は 2 期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される場合には、通常は回復する見込みがあるとは認められない。他方、債券の場合は、単に一般市場金利の大幅な上昇によって時価が著しく下落した場合であっても、いずれ時価の下落が解消すると見込まれるときは、回復する可能性があるものと認められるが、格付の著しい低下があった場合や、債券の発行会社が債務超過や連続して赤字決算の状態にある場合など、信用リスクの増大に起因して時価が著しく下落した場合には、通常は回復する見込みがあるとは認められない。上記の結果、回復する見込みがあると判断された銘柄以外の有価証券については、減損処理を行わなければならない [設例 5]。

また、金融商品会計基準(注 X)では、「著しく下落したときの判断には、原則として時価を用いるが、その他有価証券に関しては、継続して適用することを条件として、期末前 1 カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできる。」とされているが、ここで「期末前 1 カ月の市場価格の平均」とは、原則として期末日以前 1 か月の各日の終値又は気配値の単純平均値とする。当該方法の適用は、株式、債券等の有価証券の種類ごとに行うことが認められる。

金融商品に関する Q&A

(中略)

Q32：時価のあるその他有価証券について、減損処理に係る評価損計上に当たり、時価として「期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額」を適用することができるでしょうか。

A：その他有価証券の決算時の時価は、原則として、期末日の市場価格に基づいて算定された価額とされていますが、継続適用を条件として、期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできるとされています（金融商品会計基準（注7））。この取扱いは、洗替処理が前提となる評価差額を算定するためのものですが、減損処理に係る評価損を計上する場合にも、この選択・適用が認められます。減損処理においては、原則として、期末日の市場価格に基づく価額又は市場価格のないものについては合理的に算定された価額をもって時価としなければなりません。その他有価証券の貸借対照表価額及び評価差額の算定に当たって、期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を時価として適用している場合であり、かつ、継続適用している場合に限り、当該平均価額によることができるものと解されます。

なお、貸借対照表価額及び評価差額の算定に当たって平均価額を適用している会社が、減損処理を期末日の時価で行った場合に、減損処理を行ったその他有価証券について、当該決算期では、改めて平均価額に基づく時価をもって貸借対照表価額として評価差額を認識すべきではありません。したがって、平均価額に基づく時価の適用は、減損処理を行った翌期末（中間期末を含みます。）から行われることとなります。

（中略）

Q37：金銭の信託で保有する有価証券と自己で直接保有する有価証券の会計処理方法が相違していても、それぞれが認められている方法であり、継続的に適用されている場合には、問題ないのでしょうか。

A：有価証券には、複数の会計処理方法が認められている項目があります。例として、有価証券の売買の認識基準（約定日基準・修正受渡日基準）、売買目的有価証券における評価損益の翌期の処理（切放し法・洗替え法）、償却原価法（利息法・定額法）、その他有価証券の市場価格（期末日・期末前1カ月の平均）等です。金銭の信託で保有する有価証券の会計処理方法は、自己で直接保有する有価証券の会計処理方法と合わせることを原則として必要です。しかしながら、金銭の信託で保有する有価証券の会計処理は、受託者のシステム対応上の制限から、必ずしも委託者（受益者）の期待する方法を採用できないこともあり得ます。このような場合には、継続適用を条件として、信託契約ごとに会計処理方法が異なることも認められます。

ディスカッション・ポイント

以下の点及びそれを踏まえた修正文案について、ご意見をいただきたい。

- その他有価証券の貸借対照表価額については月中平均価額を用いることを認めないこととし、外貨建その他有価証券の換算で用いる為替相場としての期末前1か月間の平均相場の使用も認めないこと。
- 減損判定の「著しく下落した」の判定に月中平均価額を使用することを認めること。
- 減損損失の算定は期末日における時価とすること。
- 減損判定に1か月より長い期間の平均価額を用いることについて認めないこと。

以 上

別紙1 金融商品Q & A Q32の抜粋

市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券の減損処理

第91項

Q32 : 時価のあるその他有価証券について、減損処理に係る評価損計上に当たり、時価として「期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額」を適用することができるでしょうか。

A : その他有価証券の決算時の時価は、原則として、期末日の市場価格に基づいて算定された価額とされていますが、継続適用を条件として、期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできるとされています（金融商品会計基準（注7））。

この取扱いは、洗替処理が前提となる評価差額を算定するためのものですが、減損処理に係る評価損を計上する場合にも、この選択・適用が認められます。減損処理においては、原則として、期末日の市場価格に基づく価額又は市場価格のないものについては合理的に算定された価額をもって時価としなければなりません。その他有価証券の貸借対照表価額及び評価差額の算定に当たって、期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を時価として適用している場合であり、かつ、継続適用している場合に限り、当該平均価額によることができるものと解されます。

なお、貸借対照表価額及び評価差額の算定に当たって平均価額を適用している会社が、減損処理を期末日の時価で行った場合に、減損処理を行ったその他有価証券について、当該決算期では、改めて平均価額に基づく時価をもって貸借対照表価額として評価差額を認識すべきではありません。したがって、平均価額に基づく時価の適用は、減損処理を行った翌期末（中間期末を含みます。）から行われることとなります。

別紙2 月中平均価額の使用に関するこれまでの審議内容

(第133回金融商品専門委員会及び第392回企業会計基準委員会において提示した分析及び提案)

- これまでの審議では、月中平均価額は、IFRS第13号における公正価値の定義を満たさないものの、現行の日本基準と同様に、その他有価証券に対する月中平均価額の使用を例外的に認めるべきであるとの意見が聞かれた一方、時価についてIFRS第13号との整合性を図ることを前提とするならば、その他有価証券に対する月中平均価額の使用が認められないことは理解できるとの意見も聞かれている。
- なお、これまでの審議にて求められた月中平均価額を用いている企業のその属する業種内に占める割合について、我が国の上場企業におけるその他有価証券の貸借対照表価額に用いる時価としての月中平均価額の使用は、次のとおりであり¹、金融・保険業に多くみられるものの、その他の業種への広がりは限定的である。

業種	月中平均価額の 使用上場企業数	上場企業数	上場企業の 使用割合	備考
建設業	4	167	2.4%	
製造業	34	1,462	2.3%	※2
運輸・情報通信業	6	532	1.1%	
商業	12	672	1.8%	※1、※2
金融・保険業	27	177	15.3%	※1、※2
不動産業	2	125	1.6%	
サービス業	4	426	0.9%	
その他の業種合計	1	42	2.4%	
総計	90	3,603	2.5%	

※1：EDINETで抽出した月中平均価額を使用している非上場企業（上場企業の連結子会社を含む。）は、上表に含めていない。また、保険相互会社についても、月中平均価額を使用している企業があるが、上表に含めていない。

※2：IFRS任意適用企業で個別財務諸表にのみ月中平均価額を使用している企業も上表に含めている。

- まず、その他有価証券の貸借対照表価額に用いる時価については、現行の日本基準に

¹ EDINETで2017年7月1日から2018年6月30日までに提出された有価証券報告書のうち、月中平均価額を使用している企業を抽出し、上場企業（企業グループ）を基礎として集計している。また、業種は証券コード協議会の大分類を使用している。

なお、上場企業及び保険相互会社において、その他有価証券の減損処理について月中平均価額を用いていることを開示しているのは1社、その他有価証券の換算において期末前1か月の平均相場を使用していることを開示しているのは1社であった。

において、その他有価証券の時価に市場における短期的な価格変動を反映させることは必ずしも求められないと考えられることから、例外的に月中平均価額の選択が認められているが、月中平均価額は IFRS 第 13 号の公正価値の定義と合致しないため、この使用を認める場合には、国際的な会計基準との整合性が図られないこととなると考えられ、また、財務諸表の比較可能性を損なわせる可能性があると考えられる。

4. なお、現行の日本基準における外貨建その他有価証券の換算で用いる為替相場については、決算時の時価として月中平均価額を用いる場合に、期末前 1 か月間の平均相場と決算時の直物為替相場の選択適用が認められている。この点、外貨建取引実務指針の結論の背景において、決算時の時価として月中平均価額を用いることは、その他有価証券に係る時価変動の影響を緩和する観点から認められたものであると考えられるため、決算時の時価として月中平均価額を用いる場合には原則として期末前 1 か月間の平均相場により換算することとしたとされている（外貨建取引実務指針第 55 項）²。

そのため、その他有価証券の貸借対照表価額について月中平均価額を用いることを認めない場合には、外貨建その他有価証券の換算で用いる為替相場としての期末前 1 か月間の平均相場の使用も認めないことが考えられる。

5. 次に、現行の日本基準におけるその他有価証券の減損処理は、その他有価証券の時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き求められるものであるが、この考え方は、取得原価評価における時価の下落等に対する対応方法として妥当であるとされている（金融商品会計基準第 20 項及び第 83 項）。

ここで、減損処理においては、時価のある有価証券の時価が「著しく下落した」ときとは、必ずしも数値化できるものではないが、個々の銘柄の時価が取得原価に比べて 50%程度以上下落した場合には、「著しく下落した」ときに該当するとされ、合理的な反証がない限り、時価が取得原価まで回復する見込みがあるとは認められないため、減損処理を行うこととされている。それ以外の場合には、状況に応じ個々の企業において時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準を設け、当該基準に基づき回復可能性の判定の対象とするかどうかを判断することとされている（金融商品実務指針第 91 項）。

6. 前項の著しく下落したときに用いられる時価は時価のある有価証券に対する減損判定

² また、現行の日本基準において、金融商品の換算に用いる決算時の直物為替相場として、決算日の直物為替相場のほか、決算日の前後一定期間の直物為替相場に基づいて算出された平均相場を用いることができるとされている（「外貨建取引等会計処理基準注解」（注 8））。これについては、無条件に認められているのではなく、決算日前後の為替相場の変動状況から判断して、決算日の直物為替相場が異常と認められる場合にのみ認められるとされている（外貨建取引実務指針第 11 項）。

のための1つのトリガーであり、企業によって「著しく下落した」ときの合理的な基準を設けることを認めているため、月中平均価額を「著しく下落した」ときの判定に使用することは、減損判定の趣旨を歪めるものでない場合は、直接的に否定されるものではないと考えられる。

7. 一方、金融商品会計基準では、「時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。」とされており、仮に減損判定の「著しく下落した」の判定に月中平均価額を使用することを認めた場合であっても、減損損失の算定は期末日における新基準に基づく時価によることとなる。両者が整合しないことについてどう考えるか。

(第134回金融商品専門委員会及び第393回企業会計基準委員会において提示した分析及び提案)

8. 第392回企業会計基準委員会及び第133回金融商品専門委員会の審議では、事務局の提案である、その他有価証券の貸借対照表価額については月中平均価額を用いることを認めないこととし、外貨建その他有価証券の換算で用いる為替相場としての期末前1か月間の平均相場の使用も認めないことについて、貸借対照表価額につき月中平均価額を用いる余地がないかとの異論も聞かれたものの、貸借対照表価額に算定日の時価を用いることについて、その他は大きな異論はなかったものと考えられる。
9. また、金融商品会計基準に記載のある減損判定の「著しく下落した」の判定に月中平均価額を使用することを認めた場合であっても、減損損失の算定は期末日における新基準に基づく時価によるものとした場合、両者が整合しなかったとしても許容できるのではないかとの意見が聞かれた。
10. 第13項と第14項の意見を踏まえ、その他有価証券の貸借対照表価額については月中平均価額を用いること及び外貨建その他有価証券の換算で用いる為替相場としての期末前1か月間の平均相場の使用を認めないこととしながらも、減損判定の「著しく下落した」の判定に月中平均価額を使用することを認めただうえで、減損損失の算定は期末日における時価によるものとするのが考えられるかどうか。

以上

別紙3 月中平均価額の使用に関するこれまでの審議内容**(第134回金融商品専門委員会及び第393回企業会計基準委員会において聞かれた意見)**

1. 第134回金融商品専門委員会において、以下の意見が聞かれている。

- (1) 事務局提案に賛成である。その他有価証券の評価に月中平均価額の利用を認めている背景は、その保有目的に照らして市場における短期的な価格変動を反映させることは必ずしも求められないということだと理解している。したがって、減損判定に月中平均価額を利用することを認めるのであれば、短期的な価格変動の損益への影響がある程度緩和され、金融商品会計基準の趣旨も踏まえらる。この場合に減損判定に利用する価額と期末の貸借対照表価額に利用する価額が異なることになる不整合については、金融商品会計基準の開発にかかる検討が行われるまでは、暫定的に認めるということで良いのではないかと。
- (2) その他有価証券の保有目的に鑑みれば、減損判定に月中平均価額を用いるという点は認められるべきであると考えられ、この点に関しては賛成である。一方で、業界内では減損損失後の貸借対照表価額についても月中平均価額を用いた方がよいという声が強い。この点、期末日の時価との差額の処理をどのように会計処理するかという問題も勘案し、それらを比較考量して決めていくことになるのではないかと考える。
- (3) 回復可能性の判断には、月中平均価額を用いることが可能かもしれないが、「時価」が著しく下落したかどうか判断をする基準には期末日の時価を用いるべきであると考えられる。
- (4) 減損判定における月中平均価額の利用は、あくまでも合理的な基準として認められる一例であって、場合によってはもう少し長い期間の平均価格を利用すること等も考えられるのではないかと。
- (5) 必要性は感じられないものの、これまでの検討の経緯を踏まえると、減損判定に月中平均価額を利用するという事務局の提案も1つの考え方としてはあり得ると考える。貸借対照表価額を期末日の時価とする以上、減損後の貸借対照表価額も期末日の時価とするべきとする事務局の提案に賛成する。

2. 第393回企業会計基準委員会において、以下の意見が聞かれている。

- (1) 減損判定において月中平均価額を使用することを認めるという点には賛成するが、減損損失の算定は期末日における時価を用いるという点は強く反対する。現行の実務において期末日の時価と月中平均価額の双方が認められている中で、事務局の提案は片方の実務を禁止するということになるが、それ相応の理由付けがない

と考えられる。特に IFRS においては株式の減損という考え方も存在しないため、国際的な整合性を取るという意味合いも低いのではないかと考えられる。さらに、現行の日本基準の実務において不都合は生じていないという理解であり、その中で月中平均価額を禁止する意義はないと考えられる。仮に期末の貸借対照表価額と減損損失後の貸借対照表価額をそろえる必要があるのであれば、1点目の期末の貸借対照表価額も月中平均価額とすべきである。

- (2) 期末の貸借対照表価額を期末日の時価とするという点を重要視するならば、減損損失後の貸借対照表価額も期末日の時価とせざるを得ないと考えられる。ただし、現時点で月中平均価額の利用者が少ないことを理由にするのではなく、積極的な理由付けがないと全体の納得感が得られないのではないかと考えられる。
- (3) 現行の日本基準において貸借対照表価額として月中平均価額を許容している理由が、期末日の一時点の価格は変動が大きいためその使用が必ずしもふさわしい訳ではないということであれば、今後も月中平均価額を利用することを妨げるものではないのではないかと。
- (4) 回復可能性を含めた総合判断によって減損が判定されることを前提とすれば、総合判断ということを丁寧に説明したうえで減損判定にも期末日の時価を用いてはどうか。
- (5) 現行の日本基準が、貸借対照表価額及び減損判定に期末日の時価又は月中平均価額の選択を認めていること自体が望ましい状態ではないと考えており、いずれかに一本化するべきである。その観点からは、貸借対照表価額を期末日の時価に一本化しようとする事務局提案は良い方向であると考えられる。
- (6) 事務局提案のように貸借対照表価額を期末日の時価にそろえるのが望ましいと考える。国際的に整合性が取れる会計基準を開発するという大きな枠組みの中で、減損損失後の貸借対照表価額に月中平均価額を認めることなど細かな基準差が積み上がると、結果として国際的に整合性が取れる会計基準とはいえないという評価を受けてしまうと本末転倒になってしまうのではないかと。

以上